

成長戦略の実現に向けた AI 時代の規制・制度改革に関する意見

令和 8 年 6 月 29 日

内閣府規制改革推進会議

委員 落合 孝文

委員 中室 牧子

委員 芦澤 美智子

委員 杉本 純子

委員 川邊 健太郎

委員 林 いづみ

委員 間下 直晃

本意見書の要点

本意見書は、AI 時代に対応した規制・制度改革について、以下の 3 点を提言するものである。

1. 規制・制度改革の「考え方」の転換

AI の急速な進歩に対応し、規制・制度を不断かつ迅速に見直し、詳細な仕様規制から性能・成果に着目した規定への移行（性能規定化）を進めることが重要であり、その際、規制を単に緩めるものではなく、リスクに応じた規制・制度の新設や強化を含む「規制・制度の現代化」を図る。

2. 成長戦略と規制・制度改革の一体化及び AI 分野に固有の制度設計手法の確立

成長戦略（特に、投資促進）と規制・制度改革の連動、規制・標準・認証の一体的検討に加え、AI の基盤となるデータの整備とその蓄積を通じた安全性向上、サンドボックス制度の整備を含む実験・実証制度の活用、AI を開発、利活用する事業者への法的予見可能性の確保などを進める。

3. 上記 1、2 の実効性を高める執行（エンフォース）の整備と人材の活用

公正な競争条件（イコールフットイング）を確保する執行強化とともに、予算・人員・全体コーディネート機能や、円滑な労働移動を支える労働政策の見直しを行う。

1. 問題意識

- AI は社会・経済の構造に大きな変化をもたらしつつあり、その影響は産業競争力にとどまらず、労働や人々の生活全般に広く及ぶ。こうした変化を的確に捉え、その機会を最大化しリスクに適切に対応する観点から、規制・制度改革の在り方（それらを迅速に改革する手法の開発も含む。）を不断に見直していくことが求められる。
- 生成 AI の技術進歩が著しく、その性能向上が月単位、日単位で急激に進み¹、AI を用いた新たな事業やサービスが創出されている。それらの中には、海外大手の汎用的なチャット型 AI や AI エージェントインターフェースを通じて、法令適合性などの検討があいまいなまま、事実上提供が開始されているものも存在する。他方で、それらの新たな事業やサービスが現行の法令に適合するかどうかの検討に、依然として年単位の期間を要すると見られる事例が多く出てきている²。このような迅速な規制の整備がなされないことが、AI を用いた新たな事業やサービスの収益化を遅らせ、また、海外大手テクノロジー企業等との競争において不利を被り、ひいては日本発のイノベーションを阻害するリスク要因となっている。なお、このような新たな事業・サービスが勃興する分野での規制・制度改革とは、規制緩和により自由競争を促すものとは限らず、新たな事業・サービスのリスクに対応した新たな規制・制度の体系を整備していくことが特に重要となってくる。
- 技術進歩が速い AI 分野の規制・制度は一度の見直しや整理を行って終わりではなく、ユースケースを観察しながら、どのようなリスクが生じるかを洗い出し、規制・制度と見直しを不断かつ迅速に行うことが望ましい³。しかし現実には、安全性を確認するために実証実験を行い、データを取得する必要がある。一方で、規制・制度所管省庁は安全性が証明されないと実証実験を許可できないというジレンマに陥っている。
- 日本成長戦略会議の中で、戦略的に投資を行うことが決定された重点分野のいくつかについて、複数の規制・制度所管省庁による、成長戦略実行の視点で連携した規制・制度の整備がなされていないことが、事業者の投資への躊躇を生むことがある⁴。投資を推進する省庁ないしは会議体が司令塔機能を果た

¹ アンソロピック社の Fable5 の提供開始と数日での提供停止など、数日単位でも急激な環境変化が生じることもある。

² 規制改革推進会議（令和 8 年 2 月 26 日）川邊健太郎委員、杉本純子委員、中室牧子委員、富山和彦委員の各発言参照

³ 規制改革推進会議「デジタル時代の規制・制度について」（令和 2 年 6 月 22 日規制改革推進会議決定）1 項での「技術進歩の速度は、今後ますます早くなる。現在、遠い未来像として思い描いているデジタル時代の本格的な到来はそれほど遠いものではない。将来を見据えて、我が国の規制・制度のあり方を未来志向で見直し、デジタル時代に相応しい規制・制度を築き上げていくことが求められる。」と議論しているが、近時デジタル時代の本格的な到来を迎えつつあるように見受けられる。

⁴ 今期の規制改革推進会議では、例えば、以下のように複数の関連省庁の出席を得て議論を行った。

自動運転（第 10 回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ）：警察庁、国土交通省、デジタル庁

次世代 AI データセンター（第 10 回 デジタル・AI ワーキング・グループ）：経済産業省、国土交通省、消防庁

し、主体的に関係省庁間の調整を行うことが、今後の成長戦略を実行するための要点となる。

- 本日の答申案の「AI時代に対応する規制・制度改革の在り方」は、令和8年2月26日の本会議における委員の議論及び城内実規制改革・日本成長戦略担当大臣のご指示、さらに、同年3月3日の高市早苗内閣総理大臣からのご指示などを踏まえ、まず短期で整備できる対応方針をまとめたものであり、高市総理、城内大臣、内閣府規制改革推進室の尽力に感謝を申し上げたい。その上で、本意見では、AI時代の規制・制度改革を更に進めるための対応方針を提案するものである。

2. 成長戦略の実行を妨げる規制への対応

- 本来、優先的な位置づけである成長戦略の重点分野において、現場の規制当局が意図せず新たな技術やサービスの社会実装の妨げとなる例⁵が見られる。
- 共通する構造的課題としては、成長戦略の意思決定と個別規制の見直しとの分離、規制改革関連制度⁶の運用実態の不十分性（リードタイムの長さや、認定実績が限定的であること等が含まれる。本日の答申案の「AI時代に対応する規制・制度改革の在り方」はこの論点を正面から扱うものである）、AI自律度に応じた責任・被害救済の制度設計の未整備などがある⁷。

歩行型ロボットの社会実装（第9回 デジタル・AIワーキング・グループ）：警察庁、国土交通省、経済産業省
医療等データの利活用促進（第12回 健康・医療・介護ワーキング・グループ）：厚生労働省、内閣府健康医療戦略推進室、個人情報保護委員会

ドローン（第7回 スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ）：国土交通省、総務省
ペロブスカイト（第3回 GX・サステナビリティサブワーキング・グループ）：事務局報告と委員コメントの形式のみで開催したが、消防庁、経済産業省、国土交通省の検討結果が報告された。

⁵ 例えば以下のような法令が関連法令となる。

- ・二足歩行ロボット等フィジカルAIの公道実証（道路交通法、道路運送車両法等）
- ・AIデータセンターの立地・運用（消防法・建築基準法等）
- ・自動運転（道路交通法・道路運送車両法等）
- ・医療AI（医師法、薬機法、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等）
- ・AI採用・人材マッチング（職業安定法）
- ・法務AIの更なる導入（弁護士法）
- ・様々な電波環境の地域でのドローン多数機同時運航（航空法、電波法等）
- ・AI創薬に向けた医療データ利活用法制の整備（次世代医療基盤法、医療法、個人情報保護法等）

⁶ 規制のサンドボックス制度、新事業特例制度、グレーゾーン解消制度、ノーアクションレター制度、国家戦略特区、構造改革特区、総合特区、本会議（規制改革推進会議）、規制改革・行政改革ホットラインなどが関係する。

⁷ 例えば、高い自律性がある場合について検討した例として、自動運転がある。LV4以上を念頭に、デジタル庁、国土交通省及び経済産業省のAI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ（SWG）において、基準認証等（保安基準・ガイドライン（SWG報告書Ⅲ1.1）、事故・インシデント発生（事故原因調査等を通

- この対応の方向性としては、成長戦略の重点分野について、投資促進と規制・制度の設計・運用及びそれらの見直しの連動を強化し、関係省庁・関係機関による一体的な検討を迅速化・深化することが重要である。また本日の答申案の「AI時代に対応する規制・制度改革の在り方」の内容も踏まえつつ、規制改革関連制度の本来機能の発揮を更に後押しすること（諸外国事例も参考に、迅速化・分野別の対応等）や、次項にも述べる推進施策や公共調達を通じた規制整備とマーケット形成の一体的検討も含まれる。
- AIの社会実装は労働市場にも構造的な変化をもたらす。特定の産業や職種を過度に保護する方向の規制は、中長期的にはかえって労働者全体への不利益や我が国の国際競争力の低下を招くおそれがあり、円滑な労働移動と労働者の保護、セーフティネットの整備を一体的に進めることを通じて、労働政策をAIの観点から見直していくことが重要である。

3. 規制・標準・認証の一体的検討と性能規定化～開発促進、社会実装を見据えて～

- 成長戦略の実行には、規制・制度改革の取組と標準・認証の整備を一体的に進めることが不可欠である⁸。研究開発助成等の推進策について、その成果である新たな技術やサービスを社会実装に結びつけるためには、規制・制度改革との連動が欠かせない。技術進歩の速度と国際標準化の動きを踏まえた、規制・制度の柔軟化と標準・認証の戦略的整備の並行推進が必要である。
- 詳細な仕様規制から、達成すべき性能・成果・安全水準への重心移動（性能規定化）により、規制・制度の本来の機能を明らかにしつつ、その具体的手法の指定は最小限にとどめ、技術基準の開発や実証実験の実施を促進し、技術の発展、時代や環境の変化も踏まえて迅速に見直しを繰り返すことが必要である。これは規制を緩めるものではなく、現代の技術や環境に即した精緻なルール整備への移行であることに留意することが必要である。
- ガイドライン・行動規範・技術標準等の組合せにより、新規提案や新たなカテゴリ整備の可能性を許容することを明示したうえでのホワイトリスト化⁹などにより、実務上の期待水準を明確化することが望

じた再発防止・未然防止）（SWG 報告書Ⅲ1.2）、1.3 事故要因及び責任判断（SWG 報告書Ⅲ1.3）等が議論された。特に同Ⅲ1.3では、責任関係（刑事）についての考え方（同 1.3.2.3。なお、具体的予見可能性及び結果回避義務違反が認められた場合を事故態様ごとに典型的に明らかにし、保安基準等に反映させていくことが望ましいことなどが議論された。）、責任関係（民事）についての考え方（同 1.3.2.4。なお、民法に限らず、自動車賠償責任法、製造物責任法などの検討も含まれる。）が議論された。

⁸ 内閣府規制改革推進会議（令和 8 年 2 月 26 日）参考資料 1 落合委員提出資料「成長戦略の実現に向けた規制・標準・認証の一体的改革について」

⁹ 例えば、内閣府規制改革推進会議成長戦略 WG（令和元年 12 月 19 日）では、国土交通省道路局から「これまでに国で技術公募し、国管理施設等の定期点検業務で仕様確認を行った 16 技術を対象にカタログを作成」した、性能カタロ

まれる。この際には、複数省庁の連携も含む、広範なステークホルダーの参画を得て、適切に関係者の役割分担の整理を行いつつ、規制・制度の整備を進める必要がある。

- 日本成長戦略の議論において、日本成長戦略の先導により戦略17分野を中心とする研究促進、助成施策が整備された。技術開発、事業化支援が進むが、経済的な死の谷を抜けた先には規制・制度の壁がある。この規制・制度の壁を抜けた上で、規制が整備された領域でさらに事業化が加速するように政府調達で政府としてのAI利活用との連携まで進めることで産業育成に繋げることで、日本成長戦略と連動していくことが必要である。特に規制・制度改革の観点では、規制・制度の整備を担う所管省庁の役割が重要であり、政府全体で規制・制度改革へ取り組む所管省庁への十分な評価と、後押しが重要である。

4. AI実装のための規制・制度設計の在り方

- 自動運転、フィジカルAI等のAI関連の特定分野においては、データの蓄積を通じて安全性を高め、その実績を踏まえて規制・制度を精緻化していくアプローチが本質的に必要である。現状ではデータ収集段階で規制・制度が障壁となりデータが蓄積されない悪循環が生じている。
- 規制のサンドボックス制度などの規制改革関連制度については、事前相談を含む認定プロセスの迅速化、事前相談や認定に至らなかった事例の見える化等の手続的工夫を行うことを今回の答申案の「AI時代に対応する規制・制度改革」に記載した。もっとも、論理的詰めが厳しさが手続的煩雑さを招き、挑戦できる事業者も事実上限定されるという課題が残る。これは城内大臣の令和8年4月24日衆議院内閣委員会答弁¹⁰における課題認識とも整合するものではないかと考えている。
- 諸外国事例（英国の分野別サンドボックス、シンガポールのサンドボックス・エクスプレス、EU AI Act第57条等）の制度やその運用も参考に、サンドボックスの本来機能（実証段階での規制緩和とデータ蓄積を通じた規制・制度設計の循環）の発揮を後押し、このサンドボックスでの経験は当該個別案件に限らず、AI関連の規制・制度改革における知見向上に繋がることが重要である。日本の規制のサンドボックスは総理勧告の組み込みなども含め、制度的には諸外国にも負けない制度となっている側面

グを整備したことの報告を受けている。このような着想も踏まえて、デジタル技術の規制分野での活用を目指すテクノロジーマップ (<https://www.regtech.digital.go.jp/>) については、アナログ規制の一括見直しとも関連して「規制所管省庁等が技術動向を踏まえて自律的にデジタル実装や規制の見直しを推進していけるよう、規制と技術の対応関係を整理・可視化したテクノロジーマップや、アナログ規制の見直しに活用できる製品・サービス情報を整理した技術カタログ等を整備」している。

¹⁰ 城内大臣は、規制のサンドボックス制度について、「高山委員御指摘のリードタイムでございますけれども、事業者から相談を受けてから実証計画の認定まで、平均で8か月程度であります。そのうち約半数が実証から約1年以内に事業を開始しております。なおですね、制度を利用した一部の事業者の方々からはですね、やはり申請書の作成が煩雑であるといった御指摘がありました。」と答弁されている。

もあるが、実証実験でのより踏み込んだ実験が多数生じるような運用の改善も重要である。

- 薬機法上の治験制度、電波法上の実験試験局制度等のような実験を明示的に認める制度にも学び、規制法本体で実験実施のための制度を明文で認めている場合や、実証実験において遅延が生じていない分野での法運用を展開するために、実験のための制度及び運用の整理手法を精緻化し、迅速に実験を実施しデータを集積できるようにすることが重要である。
- 分野ごとの特性に応じた、規制・制度対象の限定化を行い、AI 自律度や人間の行為の代替範囲などを踏まえた制度設計、リスクに応じた選択的アプローチにより、選択肢の柔軟化を図ることが可能となり、事実上の事後規制型に近い運用を実現することが望まれる。
- 政府が定める AI ガイドラインや安全管理措置を遵守する事業者について、一定の法的予見可能性を確保する仕組みを検討する。諸外国では EU AI Act 第 57 条の AI サンドボックス等が参考となり、国内でも特別国会に提出された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律での国等データ活用事業の認定制度に近い性格を持つ。なお、関係法令の執行を全面的に停止できないとしても、業法等で整備される個別の分野に応じた通達やガイドライン遵守を前提とした AI を開発、利活用する事業者への法的予見可能性をどのように図れるか、さらなる検討が考えられる。
- AI エージェントによる業務執行に関する人間の監督義務や責任分界の明確化、AI の判断・推奨・業務執行に関する監査証跡・説明可能性・記録保持についても、既存の国際標準（ISO/IEC 42001 等）や大規模 AI 企業及びその参加する団体での技術標準整備等の動向も踏まえつつ、対象と目的を具体化した上で必要な整理を進めることが考えられる。

5. 執行強化と官民連携における執行体制整備

- 性能規定化や選択肢の柔軟化を実効的なものとするためには、執行の強化が極めて重要な課題となる。冒頭でも記載したとおり、現代の規制・制度改革は単なる規制緩和のみを目的とするものではない。民間に技術的な対処を委ねつつ、官民連携の下での共同でのルール整備に対する、適切な法執行のための体制の整備を組み合わせることが重要である。
- 我が国はデジタル AI 分野におけるエンフォースの体制が国際比較において必ずしも十分とは言えない面もあり、規制・制度設計の柔軟化と併せて、イコールフットINGの観点からも制裁制度や執行体制の整備を進めることも必要である。

6. 上記 1. から 5. の取組を支えるための政府の体制の確保

- 関係する政府部局における予算・人員を確保する。事業者が予見困難な新たな技術やサービスの社会実装に取り組む際の伴走支援・全体コーディネート機能の整備が必要であるが、かかる人員及び予算の確保が十分に進められていないことに課題がある。
- また、AI の社会実装に関する事業者等からの情報を効率的に収集・分析する仕組み（情報提供募集の知見の継続的活用）も必要となる。今期、規制改革推進会議事務局と人工知能（AI）戦略本部事務局が共同で事業者等からの情報の募集¹¹を実施し、早速実践され、また、その結果、早速今期の規制・制度改革に繋がった事案も出ており、このような取組を一層推進するため、諸外国の体制とも比較しつつ、より高度なものに一層発展させることが重要である。
- AI の開発・社会実装は、その基盤となるデータの質と量に大きく依存する。重点領域においては、AI の活用と一体的に、必要なデータの整備を計画的に進めることが不可欠である。データの整備が進まなければ、規制・制度改革を進めても安全性の向上や AI の開発・社会実装に結びつかないおそれがある。
- また、行政における AI 活用に伴う要件の整備（ハイリスク領域における慎重な手当て、ガードレール設計、セキュリティクリアランス相当の要件整備）も行いつつ、これらの要件が適切な AI 利活用の増加に繋がっているかを確認し、迅速に見直しを行った結果を、規制・制度改革や民間の実務にもフィードバックしていくことが有益と考えられる。
- こうした AI 時代に対応する規制・制度改革を後押しするためにも、政府横断で AI を前提とした規制・制度や運用ルールの抜本的な見直しを行っていくことが必要であり、そのための体制整備も検討していくべきである。また、本会議のパフォーマンスを向上させるためには、事務局の人員増強を行うことが重要である。

結びに代えて

以上の課題は、いずれも我が国の成長戦略の実行と AI 時代の国際競争力の確保に直結する。高市早苗内閣総理大臣のリーダーシップの下、今回の答申案の内容と相まって着実に推進されるとともに、政府全体としての一体的な対応や体制整備が進められることを期待する。これらの取組は、技術進歩の速度に対応し、迅速に進められることが特に重要である。

以上

¹¹ 今期、内閣府規制改革推進室と内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室が共同で、AI 等の新技術の社会実装に関する規制改革・課題についての情報の募集を実施した（令和 8 年 2 月。内閣府規制改革推進会議ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/forms/260210_forms.html）。